



佐賀県公報

平成17年
5月23日
(月曜日)
第 12607号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 青少年に有害な図書等の指定
(三一・二・こども課) 一
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
(三一・二・地域福祉課) 二
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定
(三一・三・〃) 二
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の
指定
(三一・四・〃) 四
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変
更
(三一・五・〃) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更
(三一・六・〃) 五
- 佐賀県企業立地促進特区の区域の指定
(三一・七・新産業課) 五
- 道路の区域の変更
(三一・八・道路課) 五
- 道路の供用開始
(三一・九・〃) 六
- 開発行為に関する工事の完了
(まちづくり推進課) 六
- 鍋島土地改良区営土地改良事業計画変更認可
(農地整備課) 六
- 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職
員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
(規則・三四) 七

○ 告 示

- 佐賀県告示第三百十一号
佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十四号）第十三條

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-45	WOoooo! マガジン・ウォー 6月号	株マガジン・マガジン	08397-06	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-46	Kissui きっすい VOL.19 6月号	英知出版株	02801-6	
"	17-47	Chu ツ スペシャル 6月号	株ワニマガジン社	16151-6	
"	17-48	実話 マガジン・バン! 6月号	株マガジン・マガジン	18385-06	
"	17-49	ホイップ No.65 6月号	株コアマガジン	08169-06	
"	17-50	new urecco 6月号	ミリオン出版株	01851-06	
"	17-51	SP・EVO すっぴんえほりゅーしょん 6月号	英知出版	05463-06	
"	17-52	ザ・ベストMAGAZINE No.253 6月号	KKベストセラーズ	14003-6	
"	17-53	ザ・ベストマガジンスペシャル No.143 6月号	KKベストセラーズ	14077-6	
"	17-54	EX NUDE MIX FROM DIVA	マイウェイ出版株	68293-09 ㊪-2005年10月	

<p>●佐賀県告示第三百三十三号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり</p> <p>平成十七年五月二十三日</p> <p>佐賀県知事 古川康</p>
<p>一 (一) 廃止年月日 平成十七年三月二十一日</p> <p>申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(二) 名称 有限会社宮本薬局</p> <p>所在地 伊万里市立花町千八百九十一番地十</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>(三) 名称 ひまわり薬局</p> <p>所在地 伊万里市二里町八谷搦二十番地一</p> <p>サービスの種類 居宅療養管理指導</p> <p>二 (一) 廃止年月日 平成十七年二月二十八日</p> <p>申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 小城町</p> <p>所在地 小城郡小城町二百五十三番地二十一</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>(三) 名称 小城町立病院</p> <p>所在地 小城郡小城町松尾四千百番地</p> <p>サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管</p> <p>理指導</p>

指定した。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

理指導

(一) 指定年月日 平成十七年三月二十一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

所在地 伊万里市立花町千八百九十一番地十
 名称 有限会社宮本薬局

(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ひまわり薬局

所在地 伊万里市二里町八谷搦千四十一番地
 サービスの種類 居宅療養管理指導

(一) 指定年月日 平成十七年三月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社くまちゃん

(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスくまちゃん

(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルプサービスクローバー

所在地 鳴門市大財五丁目二十四番地三
 名称 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管

理指導

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 佐賀市多布施一丁目二百十七番地一 名称 ハウス o f クローバー	(二) (一) 所在地 佐賀市大財五丁目二十四番一 サービスの種類 特定施設入所者生活介護 指定年月日 平成十七年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 小城市牛津町柿樋瀬千百番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 小城市民病院	(二) (一) 指定年月日 平成十七年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) (一) 指定年月日 平成十七年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 小城市小城町松尾四千百番地 サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管 理指導	(二) (一) 指定年月日 平成十七年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) (一) 指定年月日 平成十七年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム喜楽	(二) (一) 指定年月日 平成十七年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) (一) 指定年月日 平成十七年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番地 サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護		

関を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川康

古川

康

●佐賀県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

一 居宅介護事業		名 称	所 在 地	変更年月日
旧	新			
株式会社ハートウェル佐賀店	鳥栖市西新町字所熊一四 二二番地二〇九号	山元記念病院	伊万里市二里町八谷搦八八 番地四	平成一七・一・一
小城郡小城町宿二〇八二 番地三	伊万里市二里町八谷搦八八 番地五	山元外科病院	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	平成一七・四・一
伊万里市二里町八谷搦八八 番地四	伊万里市二里町八谷搦八八 番地五	医療法人謙仁会山元記念病 院通所リハビリテーション 事業所	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	"
伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	医療法人謙仁会山元外科病 院通所リハビリテーション 事業所	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	平成一七・四・一
伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	医療法人謙仁会居宅介護支 援事業所	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	平成一七・四・一
伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	新 事業所	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五	変更年月日

二 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地
新 事業所	伊万里市二里町八谷搦一三 番地五

供する。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川康

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県告示第三百十七号

佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成十七年佐賀県条例第四十二号)第三条第一項の規定により、次のとおり佐賀県企業立地促進特区の区域を指定した。

平成十七年五月二十三日

武雄市	区 域	指 定 年 月 日
	佐賀県知事 古川康	平成一七年五月二一日

◎佐賀県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月二十三日から平成十七年六月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル	区域
県道 虹の松原線	唐津市浜玉町浜崎字宮ノ元11 七三番一地先から 唐津市浜玉町浜崎字大屋1111 五番一地先まで	後	11・11 ~ 11・11	1100・11 1100・11	1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市古野町字町上143番2、145番1、154番、157番から159番まで、169番2、169番3、170番1、170番2、171番3、172番1、190番9、190番11、191番1及び191番2並びにこれらに伴う道路の区域の一部
	唐津市浜玉町浜崎字宮ノ元11 七三番一地先から 唐津市浜玉町浜崎字大屋1111 五番一地先まで	前	11・四 ~ 11・○	1100・○ 1100・○	2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (1) 鳥栖市本町一丁目876番地 松永 正伍

●佐賀県知事第11四十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定による、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年五月二十一日から平成十七年六月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 虹の松原線	唐津市浜玉町浜崎字宮ノ元11 七三番一地先から 唐津市浜玉町浜崎字大屋1111 五番一地先まで	平成17・5・1111

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年5月12日鍋島土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。

平成17年5月23日

佐賀県知事 古川 康

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第三十四号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の東脊振村の本庁の教育委員会事務局の項中「教育課長」を「課長」に改め、同表の東脊振村の出先機関の項の東脊振幼稚園の項を削り、同表の基山町の項の次に次のように加える。

出先機関			本庁		
中学校	小学校	南花園	保育所	農業委員会事務局	町長部局（出納室を含む。）
校長	校長	園長	園長	教育委員会事務局	部長 課長 出納室長
教頭	教頭			教育長 事務局長 課長	議会事務局
					事務局長

別表の中原町の項、北茂安町の項及び三根町の項を削る。

附
見

この規則は、公布の日から施行する。

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年五月二十三日印刷及び発行
者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発 行 定 日
株 古 川 毎 週 月 水 金 曜 日
総 合 印 刷 日